

通 報

大ト協第8号
令和7年4月

会 員 殿

一般社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 田 喜 信

若年ドライバー等確保のための運転免許取得助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者等の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね35歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用、令和4年5月13日に施行されました「受験資格特例教習」の受講費を助成する費用に加え、外国人ドライバーの外免切替講習受講費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助 成 額 (1) 特例教習の受講

：特例教習受講費用の1/3（100,000円を上限）

(2) 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）

：40,000円を上限

5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限

(3) 外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限り）

：外免切替受講費用の1/2（40,000円を上限）

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は300,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得・外免切替受講費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

【特例講習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件】

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該**会員**事業者が、令和6年(2024年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和6年(2024年)4月1日以降に**公安委員会指定**自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること。**
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和6年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

【外免切替講習の受講に係る要件】

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③ 当該運転者が、令和6年(2024年)4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に**大阪府下**当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

4. 申込方法

希望者（事業者）は受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除、外免切替講習の受講後に、「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ① 公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ② 従業員として雇用していることを確認するもの
（雇用保険被保険者証の写し等、事業所名の記載のあるもの）
- ③ 特例教習受講修了の書類または運転免許証の写し（**限定解除は両面**）
（当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したもの）
- ④ 運転者として在籍していることを確認するもの（いずれかで可）
（直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳）

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ先（06）6965-4036

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成 申請書

(一社)大阪府		トラック協会会長 殿		申請年月日		年		月		日		
事業者名		印		法人番号								
支店名・営業所名												
会社所在地		〒 ー										
電話・FAX番号		電話 ()				FAX ()						
申請責任者		役職		氏名								
準 中 受 講 者 免 許 者 ま た は 得 た 者	ふりがな											
	氏名											
	生年月日		年		月		日生		年齢		歳	
	採用年月日		年		月		日					
	受講・取得内容 (いずれかに○)		(1)特例教習の受講 (2)①準中取得 (2)②5トン限定解除 (3)外免切替講習の受講									
教習・講習の受講 もしくは 準中型免許取得 (限定解除)年月日		年 月 日										
指定教習所等名称												
受講・取得費用		円										
助成金申請額		円										
振込先 金融機関		金融機関名		銀行						支店		
		ふりがな 口座名義										
		口座番号		普通・当座								
添付書類		1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳・その他:)										

※ 下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック(☑)をご記入ください。

□ 上記受講者・免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。(各ト協の助成制度は除く)